

## 成田市部活動地域展開事業における認定地域クラブの運営業務実施に関するプロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、成田市部活動地域展開事業における認定地域クラブの運営業務（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、運営団体を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

### (選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による運営団体の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

（１）企画提案内容等の評価・審査及び事業者の選定

（２）その他の必要な事項

- 2 委員会は、教育部長、シティプロモーション部長、教育部参事、教育指導課長、校長会代表の合計5名をもって構成する。
- 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は教育部長、副委員長はシティプロモーション部長をもってこれに充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長はその議長となる。
- 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、会議に出席できない場合は、代理出席者への委任を認める。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### (企画提案書提出者の参加資格等)

第3条 企画提案書提出者（以下「提出者」という。）は、「成田市部活動地域展開事業における認定地域クラブの運営業務実施に関するプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）」に記載する要件を満たす者とし、募集要項に基づく参加申請書等を提出することで参加表明を行わなければならない。

### (審査方法及び評価基準)

第4条 委員会は、企画提案書等が提出されたときは、募集要項に基づき審査を

行う。

- 2 審査は、企画提案書等を基にしたプレゼンテーションによる審査とし、委員会が評価を行い、評価得点の高い者から順に順位を決定する。

(優先交渉権者の選定)

第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

提出者が1者のみの場合、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提出者を優先交渉権者として確定する。6割に満たない場合又は提出者がいない場合には、再度公募を実施する。

- 2 また、最高点の者が複数いる場合は、原則として募集要項にて提出書類と定めた業務実績に記載された同種・類似業務の実績が多い提出者を、実績においても同数が複数いる場合は、提案金額の安価な提出者を優先交渉者とする。それでも同点の場合は、くじ引きで決定する。
- 3 委員会は、優先交渉権者として選定した者にその旨を通知し、優先交渉権者は、その通知から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次点交渉権者に優先交渉権者として選定した旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、その企画提案書は無効とする。

- (1) 募集要項に記載する提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、委員会委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (7) その他、行為が法令違反であり、かつ審査結果に影響を与えられるおそれのあるとき。

(運営団体の決定及び選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条第3項の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は運営団体を決定し、各提案者に対する結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(事務局等)

第8条 本プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、教育委員会教育指導課において担当する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和8年9月4日から施行し、協定締結の完了日をもってその効力を失う。